

埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要綱

(交付の目的)

- 第1条 この補助金は、保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、運営費の補助を行うことにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県子どものための教育・保育給付費補助事業実施要綱」別添2に定める幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について（平成28年8月9日付け府子本第506号内閣総理大臣通知）の別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」の別表（以下、「別表」という。）に定めるところにより、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第2欄に定める幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の基準額と別表第3欄に定める同対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に1/4を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第4条 補助金の交付には次の条件を付するものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費

税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 市町村は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（申請手続）

第5条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長（指定都市、中核市を除く。以下同じ。）は、別紙様式1による申請書に係る書類を添えて、別途通知により指定する日までに提出するものとする。

(2) 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（変更申請手続）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

（交付決定）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 市町村（指定都市、中核市を除く。以下同じ。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付の方法）

第8条 この補助金は、知事が必要と認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（状況報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた市町村の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了後（第4条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）30日以内、または補助金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 印

令和 年度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育
運営費支援事業補助金の(変更)交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 所要額調書 別紙1のとおり
- 3 事業実施計画書 別紙2のとおり
- 4 その他の添付資料
 - (1) 令和 年度子どものための教育・保育給付費補助金国庫補助申請書
別表1「子どものための教育・保育給付費補助金所要額調書」
別表2「2.幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」
 - (2) 認定こども園化移行等計画(様式任意)

担 当 課 :
担当者職氏名 :
電 話 :
F A X :
E メール :

令和 第 年 月 日 号

市町村長 様

埼玉県知事 印

令和 年度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育
運営費支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 払
- 3 条件
 - (1) この補助金は、埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) この補助金に係る事業の内容を変更する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3) この補助金に係る事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 印

令和 年度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育
運営費支援事業補助金の事業実績報告について

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算金額 金 円
- 2 精算額調書 別紙1のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙2のとおり
- 4 その他の添付資料
令和 年度子どものための教育・保育給付費補助金事業実績報告書
別表1「子どものための教育・保育給付費補助金精算書」
別表2「2.幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」

担 当 課 :
担当者職氏名 :
電 話 :
F A X :
E メール :

令和 第 年 月 日 号

市町村長 様

埼玉県知事 印

令和 年度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育
運営費支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年
度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金について
は、令和 年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基
づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足(△)額 | 金 | 円 |

様式第5号

令和 第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 印

令和 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった令和
年度埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金につ
いて、埼玉県幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要
綱第4条(6)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)
第13条に基づく事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入税額控除額(要県補助金等返還相当額)
金 円